昭和四十六年総理府令第三十五号

水質汚濁防止法第三条第一項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態について 別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(施行期日)

この府令は、 法の施行の日 (昭和四十六年六月二十四日)から施行する。

- 塩素イオン含有量が一リットルにつき九、○○○ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。)の汚染状態についての法第三条第一項「附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水(窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水 排水基準は、令和十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 3 前項に規定する排水基準は、第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 境大臣が当該海域を定めた際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で窒素含有量に関し法第十二条第一項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する罰則規該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設である場合にあっては、一年間)は、適用しない。ただし、環工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から当該海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水については、環境大臣が当該海域を定めた日から六月間(当金素含有量についての第一条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、別表第二の備考6の規定に基づき環境大臣が一の海域を定めた際現に特定施設を設置している者(設置の 定がないときを除く。)は、この限りでない。
- 前項本文の場合において、環境大臣が当該海域を定めた日前に、当該排出水について窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されていた場合には、環境大臣が当該海 (当該施設が令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設である場合にあっては、一年間) は、 当該排出水については、環境大臣が当該海域を定めた日前に適用されて
- 含有量」とあるのは、 前二項の規定は、燐含有量について準用する。この場合において、第四項中「窒素含有量」とあるのは「燐含有量」と、いた窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されるものとする。 「燐含有量」と読み替えるものとする。 「別表第二の備考6」とあるのは 「別表第二の備考7」と、 前項中

附則別表		
項目	業種	許容限度
室素含有量	天然ガス鉱業	一六〇(日間平均一五〇)
(単位 一リットルにつきミリグラム)	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一三〇 (日間平均一一〇)
	酸化コバルト製造業	二〇〇 (日間平均一〇〇)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又四	四 □ ○ ○ (日間平均三 □ ○ ○ ○ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	
	畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	二二 (日間平均一八)
(単位 一リットルにつきミリグラム)		
備考		
し	甚 単こついて 準月 ける。	

1 備 🔐 燐

- 別表第二の備考1及ひ2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。
- |入する公共用水域(窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流
- る公共用水域(燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入す
- 。 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基 この場

|合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。 附 則 (昭和四六年七月一日総理府令第四一号)

この府令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四九年九月三〇日総理府令第六五号)

この府令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。

則 (昭和四九年一一月一九日総理府令第七〇号)

この府令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年二月三日総理府令第三号) 抄

この府令は、昭和五十年三月一日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。 (昭和五一年六月二四日総理府令第三七号)

2 を設置しているものに限る。)に係る排出水の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、この府令の施行の日から十八年間は、この府令による改正後の排水基準を定める総理府令 「改正後の総理府令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場(この府令の施行の際現に当該業種に係る水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項に規定する特定施設 (以 下

3 前項に規定する排水基準は、改正後の総理府令第二条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4

項目	業種	許容限度
生物化学的酸素要求量	なめし革製造業及び毛皮製造業	九〇〇(日間平均六八〇)
(単位 一リツトルにつきミリグラム)		
浮遊物質量	なめし革製造業及び毛皮製造業	三〇〇(日間平均二五〇)
(単位 一リツトルにつきミリグラム)		
(単位 一リツトルにつきミリグラム) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	なめし革製造業及び毛皮製造業	五〇
クロム含有量	なめし革製造業及び毛皮製造業	10
(単位 一リツトルにつきミリグラム)		
一		

改正後の総理府令別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

3 2 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の総理府令別表第二によりその業種につき異なる許容限度生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

|排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 合において、改正後の総理府令別表第二により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3の規定を準用する。 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場

則 (昭和五二年八月二六日総理府令第三八号) 抄

附

この府令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

附則 (昭和五六年六月二三日総理府令第三九号)

この府令は、昭和五十六年六月二十四日から施行する。

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

則 (昭和六〇年五月二七日総理府令第三〇号)

この府令は、昭和六十年七月十五日から施行する。

(昭和六一年六月二一日総理府令第三八号)

この府令は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

2

附 (平成元年四月三日総理府令第一九号)

この府令は、平成元年十月一日から施行する。

この府令は、平成二年五月一日から施行する。 附 則 (平成二年二月一七日総理府令第一号)

(平成二年七月七日総理府令第三六号)

この府令は、平成二年七月十五日から施行する。

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成三年六月二一日総理府令第二九号)

府令は、平成三年六月二十四日から施行する。

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成五年八月二七日総理府令第四〇号)

1 この府令は、平成五年十月一日から施行する。

排水基準を定める総理府令(以下「改正後の総理府令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 する公共用水域に排出されるものに限る。)の汚染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、平成十二年七月十四日までの間は、この府令による改正後の 附則別表第一の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水(窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼及びこれに流入

3 とおりとする。 項の排水基準は、平成二十年九月三十日までの間は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる 水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、○○○ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。)の汚染状態についての法第三条第一 附則別表第二の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水(窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって

前二項に規定する排水基準は、省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

域特定施設である場合にあっては、一年間)は、適用しない。ただし、環境大臣が当該湖沼又は海域を定めた際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で窒素含有量に関し法第十水については、環境大臣が当該湖沼又は海域を定めた日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)(以下「令」という。)別表第三に掲げる施設又は指定地 定めた際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から当該湖沼、当該海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出 二条第一項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。)は、この限りでない。 窒素含有量についての省令第一条又は附則第二項若しくは第三項に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、省令別表第二の備考6の規定に基づき環境大臣が一の湖沼又は海域を

が当該湖沼又は海域を定めた日から六月間(当該施設が令別表第三に掲げる施設又は指定地域特定施設である場合にあっては、 前項本文の場合において、環境大臣が当該湖沼又は海域を定めた日前に、当該排出水について窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されていた場合には、環境大臣 一年間)は、 当該排出水については、 環境大臣が当該湖沼又は海域

中「窒素含有量」とあるのは、「燐含有量」と読み替えるものとする。 前二項の規定は、燐含有量について準用する。この場合において、第五項中「窒素含有量」とあるのは「燐含有量」と、を定めた日前に適用されていた窒素含有量に係る排水基準に関する法第十二条第一項の規定が適用されるものとする。 「省令別表第二の備考6」とあるのは「省令別表第二の備考7」と、

により定められているものとみなす この府令による改正前の排水基準を定める総理府令別表第二の備考6及び7の規定に基づき環境庁長官により定められている湖沼は、それぞれ改正後の総理府令別表第二の備考6及び7の規定

項目	業種	許容限度
窒素含有量	畜産農業	一四〇(日間平均七〇)
(単位 一リットルにつきミリグラム)		
燃含有量	畜産農業	三四(日間平均一七)
(単位 一リットルにつきミリグラム)	アルマイト加工業	一〇〇(日間平均五〇)
備考		

改正後の総理府令別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

|る湖沼(以下「窒素に係る特定湖沼」という。) 及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として改正後の総理府令別表第二の備考6に基づき環境庁長官が定

3 (以下「燐に係る特定湖沼」という。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として改正後の総理府令別表第二の備考7に基づき環境庁長官が定める湖

5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の総理府令別表第二又はこの表によりその業種につき異なる

合において、改正後の総理府令別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

項目	業種	許容限度
(単位 ーリットルにつきミリグラム) 窒素含有量	天然ガス鉱業	一六〇(日間平均一五〇)

	畜産農業	一九〇 (日間平均一五〇)
	酸化銀製造業	二四〇(日間平均二一〇)
	酸化コバルト製造業	九〇〇 (日間平均七五〇)
	黄鉛顔料製造業	一三〇〇(日間平均九五〇)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナ	(バナジウ 六○○○(日間平均五○○○)
	ム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限	限る。 <u>)</u>
里	畜産農業	三〇(日間平均二四)
ーリットルにつきミリグラム)		四〇(日間平均一〇)

燐含有量

単位

省令別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

.流入する公共用水域(窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第二の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれ

3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流 、する公共用水域(燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。

合において、省令別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。 1の場ち この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場)水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排

(平成五年一二月二七日総理府令第五四号)

この府令は、平成六年二月一日から施行する。

3 準は、この府令の施行の日から十五年間は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「省令」という。)第一条の規定にかかわらず、 +は、この府令の施行の日から十五年間は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「省令」という。)第一条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げるとおりとする。附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条第一項の排水基 前項に規定する排水基準は、省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

ている特定事業場(以下この項において「下水道」という。)であって次の算式により計算された値が○・一を超えるものから排出される排出水の砒素及びその化合物による汚染状態についての法この府令の施行の際現に省令別表第一の備考2に規定する旅館業に属する事業場(以下「旅館業に属する特定事業場」という。)から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置し

第三条第一項の排水基準については、省令第一条及び附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、 なお従前の例による。

(M Ci·Qi) /Q

(この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

リットルにつきミリグラム) Ci 下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の砒素及びその化合物による汚染状態の通常の値 (単位 砒素の量に関して、

Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(単位 一日につき立方メートル)

当該下水道から排出される排出水の通常の量 単位 一日につき立方メートル))

有害物質の種類	業種	許容限度
セレン及びその化合物	セレン化合物製造業	0.11
(単位 セレンの量に関して、一リットルにつきミリグラム)		
備考		

下欄に掲げる許容限度の排水基準を適用する。 この表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合においても、 当該工場又は事業場に係る排出水については、

この

表

2 は、 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、 この場合において準用する。 当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。 1 0)

附 則 (平成七年七月一二日総理府令第三六号)

この府令は、平成七年七月十五日から施行する。

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成九年一月一三日総理府令第三号)

この府令は、平成九年二月一日から施行する

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(平成一〇年九月二四日総理府令第五六号)

この府令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二八日総理府令第六号)

この府令は、平成十二年二月一日から施行する。

則 (平成一二年八月一四日総理府令第九四号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 抄

(平成一三年六月一三日環境省令第二一号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十四年間(旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間)は、 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条第 この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後

3 前二項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。前項の規定の適用については、当該工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなす。

5 4

この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

で、「リットルにつきミリグラム」 で、「リットルにつきミリグラム」 で、「リットルにつきミリグラム」 で、「リットルにつきミリグラム」 にほう素の量に関して、「リットルにつきミリグラム」 にほう素の量に関して、「リットルにつきミリグラム」 にほう素の量に関して、「リットルにつきミリグラム」 を利用するものに限る。」 に関うるの性に関して、「リットルにつきミリグラム」 を利用するものに限る。」 に関うるの性に関して、「リットルにつきミリグラム」 を利用するものに限る。」 に関する場合に関して、「リットルにつきミリグラム」 を利用するものに限る。」 に関する場合に関るで、「リットルにつきに対して、「リットルにつきに対して、「リットルにつきミリグラム」 を利用するものに限る。」 に関する場合のであって、「定の条件に送当するものに限る。」 かった # は関して、「リットルにつきミリグラム」 を発出していると、「大水道法」に対して、「カットルにつきミリグラム」 を発出するものに限る。」 に関する場合のであって、「定の条件に送当するものに限る。」 で、アンモニアに関する。 「中国・大水道法、日本の大学の大学、日本の大学の大学、は、日本の大学の大学、は、日本の大学の大学、第二条第一項に規定する。 「中国・大学・海田・大水道法」の平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出を分割していなかった温泉を利用するものに限る。」 「中国・大学・海上・大学・第二条第一項に規定するものに限る。」 「中国・大学・海上・大学・第二条第一項に規定するものに限る。」 「中国・大学・海上・大学・第二条第一項に規定するものに限る。」 「中国・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	文字リグラム) できリグラム) できまりの一致の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なりの公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によっろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なりの公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によいのであって、一定の条件に該当するものに限る。) できまりグラム という。) がら難出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、水を排出するものに限る。) に属する特定事業場 (下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) が、できりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によいであり、から非出水の量が高防い上法値行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律値行のに限る。) 原る。) 原る。) 原る。) 原る。) 原る。) 原る。) 原る。) 原		モリブデン化合物製造業		
ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) 「はうろうはお製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「水油業・(の地合物 を発出するものに限る。) 「水油、(のであって、一定の条件に設当するものに限る。) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の一) 「水油・(のは、土土の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(の地田・大生の一) 「水油・(の地田・大生の金) 「水油・(のに限る。) 「水油・(の地田・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・		四〇〇	(令別表第一第一号の二イに掲げる施設		
(ほうまの量に関して、一リットルにつきミリグラム) では、一リットルにつきミリグラム) で、一度の発生という。以下にして、一リットルにつきミリグラム) で、一度の発生という。以下にして、一リットルにつきミリグラム) で、一度の発生という。以下にして、一リットルにつきミリグラム) で、一度の発生という。以下に関して、一リットルにつきミリグラム) が、自然は以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。		三五〇	ルコニウム化合物製造	て、一リットルにつきミリグラ	硝酸性窒素の合計量に関し
ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ながその化合物 なつ表の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「などその化合物 なう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) 「などその化合物 なうを発生するものに限る。) 「などその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながその化合物 ながましているものに限る。以下「下水道法」の一部では、昭和二十二年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定するものに限る。) 「はうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ながまの主業 (一リットルにつきほう素玉〇〇ミリグラム) なが開業 (一リットルにつきほう素玉〇〇ミリグラムであって、一定の条件に該当するものに限る。) ながまのと業 (一リットルにつきほう素玉〇〇ミリグラムの出及び清掃に関するものに限る。) 「なが、変がの公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「なが、であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「なが、であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「は、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「は、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「は、海域以外の公共用水域に排出水の量が五〇立方メートル、治臓であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水のに限る。) 「ながよりの平均のな排出水の量が五〇立方メートル、治臓行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政権の企業を利用するものに限る。) 「なが非出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。) 「なが非出水を排出するものに限る。」 「ない、本種行令の一部を改正する政令、のであって、一目当たりの平均のな排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。) 「ない、本種に排出水を排出するものに限る。) 「ない、本種に持出、なが出するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に持出、なが出するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に持出、なが出するものに限る。) 「ない、本種に持出、なが出するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に持出、なが出するものに限る。) 「ない、本種において同じ。)を解す、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種において同じ。)を解す、本種に関していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種において同じ。)を解す、本種に関していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に対していた温泉を利用するものに限る。) 「ない、本種に関するものに限る。) 「ない、本種に関するものに限る。) 「ない、本種に対していたものを放って、とは、本種に対していたるものに限る。) 「ない、本種に対していたるものに限る。) 「ない、本種に関するものに限る。) 「ない、本種に対していたるものに限る。) 「ない、本種に関するものに限る。) 「ない、本種に関するは、本種に関するものに限る。) 「ない、本種に対しているものに限る。) 「ない、本種に対しているものに限る。) 「ない、本種に対している。本種に	変種その他の区分 薬種その他の区分 薬種での世の区分 、以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) おいて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル大産でものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル大産であるものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル大産であるものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル大産である。以下にの際現に海出していた温泉を利用するものに限る。) 「日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日前なりのであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日前なりのであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「日前なりのであって、一日当たりの平均のな用であるものに限る。) 「日前なりのであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートルスを受けてあり、かつ、海域に対していためのに限る。) 「日前なりのであって、一日当たりのであって、一日当たりのであって、一日とのに限る。) 「日前なりのであって、一日は、大田であり、かつ、海域に対していたるのに限る。) 「日前なりのであって、日前なりのであったりのであった。) 「日前なりのであっためであっためであっためであった。) 「日前なりのであっためであっためであっためであっためであっためであった。) 「日前なりのであっためであっためであっためであった。) 「日前なりのであっためであっためであっためであっためであっためであっためであっためであっため			0, 1	アン
理して、一リットルにつきミリグラム) に関って、一リットルにつきミリグラムと (温泉 に 昭和 二十三年法律第11十るものに限る。) (国力 るり 会 第3 一	 薬種その他の区分 ※種様との他の区分 ※自日当たりの平均的な排出水を排出するものに限る。) ※自日当たりの平均的な排出水を排出するものに限る。) ※自日が上であり、かつとは、一定の条件に該当するものに限る。) ※自用が立るものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ※自用が立るものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ※自用が立るものであって、一日会に要があり、かっ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ※自用が立るを受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ※自用が立るものであって、一日会に要が五〇立方メートル共満であるものに限る。) ※自用が立るものであって、一日当たりの平均的な排出水を排出するものに限る。以下この欄において同じ。)を終く。以下にの欄において同じ。)を終く。以下同じ。)を終く。以下この欄において同じ。)を終く。以下にの欄において同じ。)を終く。以下にの欄において同じ。)を終く。以下にの欄において同じ。)を終く。以下にの欄において同じ。)を終く。以下にの欄においての際現に湧出水のは非出水を排出するものに限る。) ※自用が立るものであって、日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。) ※自用が立るものに限る。) ※自用が立るものに限る。) ※自用がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	に掲げ三〇〇	産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)	ム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化	アンモニウ
ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) に過ぎるのに限る。) ほうあう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場(下水道業(原館業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がら排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) がいる (昭和二十三年法律第七十九号)第十二条の一第一項に規定するが定事業場(下水道法)に隔するが定事業場(下水道法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する場所で表現下の運動のな排出水の量が五〇立方メートルス以下の温泉を利用するものに限る。) がら排出されるものに限る。) 本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	変積その他の区分 薬種その他の区分 薬種その他の区分 薬種その他の区分 薬種その他の区分 薬種その他の区分 薬種その他の区分 ※種その他の区分 ※種その他の区分 ※種その他の区分 ※種子の他の区分 ※種子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
原領案 (温泉 (自然に湧出しているものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) (昭文の・2 乗りがラム) (昭文の・2 乗りがラム) (昭文の・3 乗の量に関して、一リットルにつきミリグラム) (昭文の・3 乗の量に関して、一リットルにつきミリグラム) (昭文の・3 乗の量に関して、一リットルにつきミリグラム) (昭文の・3 乗の量に関して、一リットルにつきミリグラム) (1 を利用するものに限る。) (1 日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (1 日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (昭文の・3 乗の手に関して、一リットルにつきほう素五○○ミリグラム) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (1 日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (1 日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する過度である。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものに限る。) (昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する過度でよる。 (昭和四十十年政済を対していたに現を対していた温泉を利用するものに限る。) (日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル共満であるものに限る。) (日) (1 日) (のに限	な排出水の量が五○立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温		
(国際の経動) であるものに限る。) (国際の主) かっ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (国際、一リットルにつきミリグラム) であるま業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) (国際業 (一リットルにつきミリグラム) で、一リットルにつきミリグラム) で、一リットルにつきミリグラム) で、一リットルにつきミリグラム) で、一リットルにつきミリグラム) で、一リットルにつきミリグラム) で、一世の子の子の代合物 で、一リットルにつきミリグラム) で、一世の子の子の子の代合物 で、一リットルにつきミリグラム) で、一世の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の上につきにう素の一切の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の	でいた温泉を利用するものに限る。) 「はつきミリグラム)という。以下「下水道法」の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「な特定事業場をいう。以下「下水道法」のの工力の大力といっ。以下同じ。) 「な特定事業場をいう。以下「下水道法」のの工力の大力といっ。以下同じ。) 「な特定事業場をいう。以下「下水道法」のであって、一定の条件に該当するものに限る。) 「なりの平均的な排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。) 「な作業、(本質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関するものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きが出れ、大きに対しているが、大きが出れるものに限る。) 「おいまれ、大きに対しているが、大きに対し、大きに対しないが、大きに対しないが、大きに対し	の平均五〇	館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであ		
ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) によろう鉄語製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) によっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) によろう鉄語製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関うという。以下「ひ正政合」を利用するものに限る。) に関うという。以下「ひ正政合」を対して、一リットルにつきミリグラム) なら共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関うという。以下「な正政合」を対して、一リットルにつきミリグラム) なら共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関うという。以下「水道業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関うという。 の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る。) に関うという。 以下に改立という。 以下に表述が、以下に、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関うという。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	であるものでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		気めっき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル未満であるも		
ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) にり入びその化合物 と関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) が解業(一リットルにつきミリグラム) なり (一リットルにつきミリグラム) ないぞの化合物 と関して、一リットルにつきミリグラム) ないであった。以下「で水道法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定するが需業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラムと超える温泉を利用するものに限る。) が解業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラムと超える温泉を利用するものに限る。) が解業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラムと超える温泉を利用するものに限る。) がなき (一リットルにつきほう素 (一リットルにつきほう素五○○ミリグラムと超える温泉を利用するものに限る。) が、企業出するものに限る。) は、「で、水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一項に規定する。以下の正文・「で、水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一項に規定する。以下の選束を排出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業出するものに限る。) が、企業を利用するものに限る。) が、企業を利用するものに関する。 は、企業を利用する。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含まる。 は、企業を含	でいた。 では、大きないであった。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 できまリグラム) では、大きないう。 でいた。 できまりグラム) では、大きないう。 では、大きないう。 でいたいた。 でいたいた。 でいた。 でいた。 でいたい		の		
原質の種類 では、アリットルにつきミリグラム) では、	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令の施	じ。)を利用するものであって一日当たりの平均		
でいる。 はう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) にうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に属する特定事業場 (ロリットルにつきミリグラム) が (ロリットルにつきミリグラム) が (ロリットルにつきミリグラム) が (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) が (ロリットルにつきミリグラム) が (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) が (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) が (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) が (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきョッグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきョッグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきョッグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきョッグラム以下の近泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) は (ロリットルにつきはら素地は、 ロリットルにつきはら素が、 (ロリットルにしきはら素が、 (ロリットルは、 (ロ	であった。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日で第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日で第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日でありの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本様という。以下「水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「なが業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) 「なが、たが、は、いて、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	おいて三〇	館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。		
で、一旦ットルにつきミリグラム) であった温泉をいう。以下「改正政令」という。)が館業(小質汚濁防止法施行令及びをの化合物 でいる。以下「改正政令」という。)がの公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する場合、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、一旦が変、 で、	でいたのきミリグラム) でいたのでは、大田大坂に排出水を排出するものに限る。) で、大道業(麻鱝業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で、大道業(麻鱝業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で、大道業(麻鱝、外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で、大道業(麻鱝業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) はうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なを非出するものに限る。) はうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なを非出するものに限る。) はうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なを非出するものに限る。) は、方のう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) なを非出するものに限る。) は、方のう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方のう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方のう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方のう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域に、方の、海域に、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、		限る。)		
で第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日及びその化合物 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう終器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「水道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ながその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 なびその化合物 ながき、(アリットルにつきミリグラム) ないまり、からに限る。) ないまり、からは出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ないまり、から非出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ないまり、から非出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ないまり、からはいいであり、からが出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方ろうと器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) は、方の、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) な、たり、カン、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) な、たり、カン、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) な、たり、カン、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) な、たり、カン、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) な、たり、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、カン、	で第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦では、一旦であり、いて、一旦に、この公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦で、一旦	ものに	の平均的な排出水の量が五〇立方メートル		
旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政及びその化合物 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) で、一旦ットルにつきミリグラム) なり に属する特定事業場という。以下「下水道法」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「で、が、企業、(一旦ットルにつきほう素五○○ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) 「で、方う・鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)」 「で、大道法(昭和三十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する場所で、大道法(昭和三十三年法律第十十九号)第十二条の二第一項に規定するのに限る。) 「で、大道法(昭和三十三年法律第十十九号)第二条第一項に規定する場所で、大道法(昭和三十三年法律第十九号)第二条第一項に規定する。以下につきほう素五○○ミリグラムと超える温泉を利用するものに限る。) 「で、大道法(昭和三十三年法律第十九号)第二条第一項に規定する。) 「で、大道法(昭和三十三年法律第十九号)第二条第一項に規定する。) 「で、大道法(昭和三十三年法律第十九号)第二条第一項に規定する。以下同じ。) 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「で、大道法(昭和三十五号)第二条第一項に規定する。」 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。」 「本域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「本域以外の公共用水域に非出水域に非出水域に非出水域に非出水域に非出水域に非出水域に非出水域に非出	 「たっと、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは	、 一 <u>目</u>	以下「改正政令」という。)の		
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいたにつきミリグラム) で、 では、 でいたにつきミリグラム) で、 でいたで、 でいたで、 でいたで、 でいたで、 でいたで、 でいたで、 でいたで、 でいたであって、 でいたで、 でいたが、 でいなが、 でいが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、	九年政	(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理で		
本の素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) で	 で表対のできまりグラム) 電気めつき業(一日当たりの平均的な排出水を排出するものに限る。) で大加につきミリグラム) で大道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で大道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) が館業(一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) が館業(一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「ほうのこりに限る。) 「日当たりの平均的な排出水を排出するものに限る。) 「日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、		するも		
(正) では、	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	_	気めっき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用	て、一リットル	L
旅館業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。) 「大道業(歴報) 「大道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道業(旅館業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道業(旅館業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する場合を属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道業(協館業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道法(昭和三十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法(昭和三十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法(昭和三十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法(昭和三十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法・「大道法・「大道法・「大道法・「大道法・「大道法・「大道法・「大道法・	「「リットルにつきほう素五○○ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。) 「「リットルにつきミリグラム) 「「リットルにつきほう素五○○ミリグラム) 「「リットルにつきほう素五○○ミリグラム) 「「リットルにつきほう素五○○ミリグラム) 「「リットルにつきほう素五○○ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) 「「大道法、昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する場が、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「「大道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「「大道法・田和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する場が、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「「大道法・田和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する場が、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「「大道法・田和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法・田和三十三年法律第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法・田和三十三年法律第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・田本・	<u> </u>	製造業(海域以外の公共用水域に排		その化合
が館業(一リットルにつきほう素五○○ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) を属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) でかつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) であっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) であった。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) で気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	旅館業 (一リットルにつきほう素五○○ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。) 電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分 業種その他の区分	五〇〇	(一リットルにつきほう素五○○ミリグラ		
金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定するものに限る。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定するものに限る。) を利用するものに限る。) を利用するものに限る。) に属する特定事業場(下水道法(昭和三十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) を利用するものに限る。) (国家・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・経典・	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大が直業(旅館業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大が直業(旅館業(温泉法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する場合。) 「大が直装(旅館業(温泉法(昭和二十三年法律第十十九号)第十二条の二第一項に規定する場合。) 「大が直装(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 「大道法(昭和三十三年法律第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法(昭和三十三年法律第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「大道法(昭和三十三年法律第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。)	11100	館業(一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するも		
の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。) る特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) にうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 質の種類 の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。) る特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外ットルにつきミリグラム) で利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する、 下水道業(旅館業(温泉、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) で利用するものに限る。) で水道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	100	属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出		
る特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) に対し、 にうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) に関いて、一リットルにつきミリグラム) によりのでは、 にないののでは、 にないののでは、 にないののでは、 にないののでは、 にないのでは、 にないのではないのではないのではないのではないのではないのでは、 にないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	る特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外ットルにつきミリグラム) 「下水道業(旅館業(温泉、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。) 「下水道業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分		公共用水域に排出水を排出するものであって、一		
を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定すほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定すットルにつきミリグラム) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	域以外	以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、		
下水道業(旅館業(温泉、(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。)ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。)ットルにつきミリグラム) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	規定す	のに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の一		
ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、 「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、「では、」」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、 このでは、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、このは、このは、「では、」では、「では、」では、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	ットルにつきミリグラム)	同じ。 <u>)</u>	業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下		
及びその化合物 電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 業種その他の区分	気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)種その他の区分		鉄器製造業(海域以外の	一リットル	(単位 ほう素の量に関し
の種類	種その他の区分	===	気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限		その化合
		許容限	種その他の区		有害物質の種類

|排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。 |分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、 貴金属製造・再生業 バナジウム化合物製造業 当該特定事業場から排出される排出水のいて同じ。)が同時に他の業種その他の区 一六五〇

備考 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項にお

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一○を超えることをいう。

ΣCi•Qi Q

(この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする

グラム) C i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値 (単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリ

|Qi||当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 日につき立方メートル)) (単位 一日につき立方メートル)

則 (平成一五年一月二二日環境省令第一号)

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一二日環境省令第二二号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

則 (平成一五年一一月二八日環境省令第三〇号) 抄

(施行期日)

一条 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。 附 則 (平成一六年五月三一日環境省令第一六号)

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(平成一八年一月三一日環境省令第二号)

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。 則 (平成一八年一一月一〇日環境省令第三三号)

(施行期日)

抄

第一条 この省令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。)から公共 とおりとする。 用水域に排出される水 「施行日」という。)から十八年間は、 から十八年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の排水基準省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる(以下「排出水」という。)の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。)については、この省令の施行の日(以

場の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。 附則別表の中欄に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設については、 当該処理施設に水を排出する特定事業

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の排水基準省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量につい ての排水基準については、施行日から六月間は、改正後の排水基準省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表 **第七条** この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

	6
亜鉛含有量 電	項目
電気めっき業	業種
Щ	許容限度

(単位 一リットルにつきミリグラム)

は、 当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。) が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合において

則 (平成一九年六月一日環境省令第一四号)

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日環境省令第一一号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(平成二二年六月一日環境省令第一〇号)

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

則 (平成二三年三月一六日環境省令第三号) 抄

(施行期日) 一条 この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日 (平成二十三

一年四月一日)

から施行する。

(施行期日) 則 (平成二三年一〇月二八日環境省令第二八号)

第一条 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、 (経過措置) 第三条の規定は平成二十三年十二月十一日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 則 (平成二四年五月二三日環境省令第一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条 年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 及び次条並びに附則別表備考において同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から九

前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 一・四―ジオキサンについての改正後の省令第一条又は附則第二条に規定する排水基準に関する法第十二条第一項の規定は、この省令の施行の際現に特定施設を設置している者(設置の 条第一項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する罰則規定がないときを除く。)は、この限りでない。 八号)別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間)は、適用しない。ただし、この省令の施行の際既にその者に適用されている地方公共団体の条例の規定でこれら物質に関し法第十二 事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四一ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	[11]
(単位 一リットルにつきミリグラム)	エチレングリコール製造業	
備考		

|中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特

(平成二五年六月一〇日環境省令第一五号)

|定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

則 (平成二五年九月四日環境省令第二〇号)

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

則 (平成二六年一一月四日環境省令第三〇号)

(施行期日)

第 一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。) 業場にあっては、七年間)は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。)は、この省令の施行の日から三年間(金属鉱業に属する特定事

3 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

準は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間)は、改正後の省令第一条及び第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排出水のカドミウム及びその化合物についての排水基 準は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令 前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	O·O八
(単位 ーリットルにつきミリグラム)	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	〇·〇九
	非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1

|係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。 (平成二七年五月一日環境省令第二〇号)

|中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、

改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に

この省令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

則 (平成二七年九月一八日環境省令第三三号)

(経過措置)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に設置されている水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する工場又は事業場から法第二条 止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間)は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第一条の規定にかかわらず、なお従前の第一項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての排水基準(法第三条第一項に規定する排水基準をいう。)は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防

第三条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

則 (平成二八年六月一六日環境省令第一五号)

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

(平成二八年一一月一五日環境省令第二五号)

この省令のうち、第一条の規定は平成二十八年十二月十一日から、 第二条の規定は平成二十八年十二月一日から施行する。

則 (平成三〇年四月一〇日環境省令第九号)

この省令は、平成三十年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月二八日環境省令第一八号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。 (令和元年六月二〇日環境省令第一号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則 (令和元年一一月一八日環境省令第一五号)

この省令は、令和元年十二月一日から施行する。

(令和三年九月二四日環境省令第一五号)

この省令は、令和三年十二月十一日から施行する。

(令和三年九月二四日環境省令第一六号)

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

8

(令和四年五月一七日環境省令第一七号)

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

この省令は、令和五年十月一日から施行する。 則 (令和五年九月二九日環境省令第一四号)

附則 (令和六年一月二五日環境省令第四号)

(施行期日)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。)は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後

の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

の省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設である場合にあっては、一年間)は、改正後の省令第一条及び前条の規第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、こ 定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

業種

電気めっき業

は、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)

が 同

.時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合において

〇 五 許容限度

有害物質の種類

六価クロム化合物

(単位 一リットルにつきミリグラム)

シマジン 砒素及びその化合物 |鉛及びその化合物 **|有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限** |カドミウム及びその化合物 チウラム シス―一・二―ジクロロエチレン ジクロロメタン ポリ塩化ビフェニル |水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 有害物質の種類 別表第一(第一条関係) テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ・一―ジクロロエチレン ・三―ジクロロプロペン ・一・二―トリクロロエタン ・一・一ートリクロロエタン ・二―ジクロロエタン 塩化炭素 ルキル水銀化合物 許容限度 検出されないこと。 一リットルにつきーミリグラム リットルにつき○・○二ミリグラム リットルにつき○・○三ミリグラム リットルにつき○・○六ミリグラム リットルにつき○・○六ミリグラム リットルにつき○・四ミリグラム リットルにつき○・○四ミリグラム リットルにつき〇・二ミリグラム リットルにつき〇・一ミリグラム リットルにつき〇・一ミリグラム リットルにつき○・○○三ミリグラム リットルにつき水銀○・○○五ミリグラム リットルにつき砒素〇・一ミリグラム リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム リットルにつきシアンーミリグラム リットルにつきカドミウム○・○三ミリグラム リットルにつき〇・〇二ミリグラム リットルにつき三ミリグラム リットルにつき一ミリグラム リットルにつき鉛○・一ミリグラム

燐 含 有 量 ほう素及びその化合物 チオベンカルブ |(単位 | ーリットルにつきミリグラム) 窒素含有量 溶解性マンガン含有量 別表第二 (第一条関係) ふつ素及びその化合物 セレン及びその化合物 ベンゼン クロム含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) (単位 一リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 |(単位 | ーリットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) 銅含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) (単位 (単位 一リットルにつきミリグラム) 浮遊物質量 化学的酸素要求量 生物化学的酸素要求量 水素イオン濃度 う出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない (単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位) 大腸菌数 (単位 一リットルにつきミリグラム) (動植物油脂類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム) (鉱油類含有量) (単位 一リットルにつきミリグラム) (単位 一リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・四―ジオキサン ^ルマルヘキサン抽出物質含有量 、ンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆ 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 一リットルにつきミリグラム) |海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム |海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム |海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム |海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム ーリットルにつき○・一ミリグラム 一リットルにつき○・二ミリグラム リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一○○ミリグラ リットルにつき○・五ミリグラム リットルにつきセレン〇・一ミリグラム 五. 0 Ξ. 海域に排出されるもの五・○以上九・○以下 一六(日間平均八) 日間平均八〇〇 $\overline{}$ \equiv 海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 許容限度 一二〇(日間平均六〇) 六〇 六〇(日間平均一二〇) (日間平均一五〇) (日間平均一二〇)

備考 1

2

5

「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五○立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

|令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、 化学的酸素要求量についての排水基準は、 海域及び湖沼に排出される排出

|がある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、 6 に限つて適用する。 ある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、○○○ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出さ(窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれ

7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあれる排出水に限つて適用する。